

青森県報

号外第二十四号

平成三十年
三月二十八日
(水曜日)

目 次

○青森県三内丸山遺跡センター条例……………	(教育庁文化 財保護課)	…三
○青森県特別会計条例の一部を改正する条例……………	(財政課)	…六
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	…七
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…八
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…九
○常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一〇
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同)	…三
○青森県情報公開条例の一部を改正する条例……………	(総務学事課)	…三
○青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三
○青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	…五
○青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………	(同)	…八
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(市町村課)	…九
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一五
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	(情 システム報)	…二〇
○青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課)	…三
○青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(環境保全課)	…三
○青森県土壌汚染対策法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三

る条例……………	(同)	…三
○青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課)	…四
○青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課)	…五
○青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(同)	…六
○青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	(高 齢福祉 保 險 課)	…七
○青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…六
○青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(同)	…九
○青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………	(こ ど も み ら い 課)	…一〇
○青森県菅農科大学条例の一部を改正する条例……………	(構 造 政 策 課)	…三
○青森県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例……………	(林 政 課)	…三
○青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(農 村 整 備 課)	…四
○青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道 路 課)	…五
○青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(河 川 砂 防 課)	…四
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港 湾 空 港 課)	…三
○青森県都市公園法施行条例の一部を改正する条例……………	(都 市 計 画 課)	…三
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建 築 住 宅 課)	…四
○青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(消 防 保 安 課)	…七
○青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…七

○青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 〇

○青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例……………

(エネルギー開発振興課) …… 〇

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………

(教 育 庁 教職員課) …… 五

○青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警 察 本 部 保 安 課) …… 五

○青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………

(同) …… 五

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 五

○青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警 察 本 部 交 通 指 導 課) …… 五

○青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 六

○青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例……………

(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) …… 六

○国民健康保険の県調整交付金に関する条例を廃止する条例……………

(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 五

○青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例を廃止する条例……………

(エネルギー開発振興課) …… 六

条 例

青森県三内丸山遺跡センター条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県三内丸山遺跡センター条例

(設置)

第一条 三内丸山遺跡（以下「遺跡」という。）の保存及び活用を行うことにより、県民の文化の振興に資するため、青森市に三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 遺跡に関する調査及び研究に関すること。
- 二 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関すること。
- 三 遺跡に関する資料の展示に関すること。
- 四 遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること。

五 その他遺跡の保存及び活用に関し必要な業務

(職員)

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第四条 別表第二号に掲げる場合において、センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 センターの施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりセンターの施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表(第四条、第五条関係)

一 遺跡に関する資料の観覧のための使用の場合

特別の展示の観覧	常設の展示の観覧		区分		金額(一回につき)
	個人	団体(二十人以上のものに限る。)	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	
知事がその都度定める額	個人	団体(二十人以上のものに限る。)	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	二百円
			一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百十円
			一般		一人につき 三百三十円

備考

1 常設の展示の観覧には、遺跡の区域の観覧を含む。

2 特別の展示の観覧に係る使用料を納入した者の常設の展示の観覧に係る使用料は、無料とする。

二 企画展示室等の使用の場合

区	分		
	企画展示室	展示準備室	ギャラリー
使用者が入場料を徴収しない場合	四千二百九十円	千二百三十円	四十七百十円
使用者が入場料を徴収する場合	九時から十二時まで	十三時から十七時まで	九時以前、十二時から十三時まで及び十七時以降（二時間につき）
	九千四百二十円	一万二千五百六十円	三千百四十円
	二千四百六十円	三千二百八十円	八百二十円
	八千五百八十円	一万四千四百四十円	二千八百六十円
	六千二百八十円	六千二百八十円	千五百七十円
	千二百三十円	千六百四十円	四百十円

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県港湾整備事業特別会計の項中「規定する港湾整備事業」の下に「及び同条第十二号に規定する宅地造成事業」を加え、同表青森県

就農支援資金特別会計の項を削り、第二項の表青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計の項の前に次のように加える。

青森県国民健康保険特別会計

国民健康保険法

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県特別会計条例の規定による青森県就農支援資金特別会計の平成二十九年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県国民健康保険運営協議会の項を削る。

「一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

別表第二青森県地方独立行政法人評価委員会の項中

二 その他地方独立行政法人法によりその権限に属させられた事項を処理すること。」

を

「一 地方独立行政法人法第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（同法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第一百八条第二項及び第一百十二条第二項の規定により知事に意見を述べること。

二 地方独立行政法人法第七十八条の二第一項の規定により公立大学法人の業務の実績を評価すること。

三 地方独立行政法人法第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 その他地方独立行政法人法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

改め、同表青森県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

青森県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項及び第三項の規定により国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	国民健康保険法の規定による。	国民健康保険法の規定による。	十五人以内。ただし、各委員の数は、国民健康保険法の規定による。	国民健康保険法の規定による。	国民健康保険法の規定による。
----------------	---	----------------	----------------	---------------------------------	----------------	----------------

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県条例第五号

青森県知事 三 村 申 吾

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「掲げる額の範囲内で、知事が定める」を「よる」に改める。

別表第一中「一、二七〇、〇〇〇円」を「一、二六〇、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八一〇、〇〇〇円」に、「六六一、〇〇〇円」を「六五〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四十三に次の一号を加える。

六 職員が、原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）があつた場合に対処するための作業で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十四に次の一号を加える。

三 前条第六号の作業に従事する職員については、その作業に従事した日一日につき四万円

第十七条の四十四に次の一項を加える。

2 前条第一号から第三号までに規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するためこれらの規定に規定する作業に従事した場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「六百元」とあるのは「九百元」と、「九百元」とあるのは「千二百円」とする。

第十九条第二項中「又は山岳」を、「山岳」に改め、「救助の作業」の下に「又は原子力緊急事態宣言があつた場合に対処するための作業で人事委員会の定めるもの（次項において「原子力災害関係作業」という。）」を加え、同条第三項の表中「千六百八十円」の下に「（原子力災害関係作業に従事する場合は、四万円）」を加える。

附則第二項中「第十七条の四十四」を「第十七条の四十四第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和三十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員が退職の日又はその翌日に再び同一の職の職員となつた場合には、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者から支給の申出があつた場合は、この限りでない。

第三条第一号中「百分の八十」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三号中「百分の三十五」を「百分の二十八」に改め、同条第四号中「百分の三十五」を「百分の二十六」に改め、同条第五号中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。

第四条第一項中「一任期内において在職した期間（以下「在職期間」という。）を「の引き続きした期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の職の職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。ただし、その者に第二条第二項ただし書の支給の申出により退職手当が支給された場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年七月青森県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「記述等」の下に「（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。



青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第六条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 要配慮個人情報を取り扱われるときは、その旨

第六条第五項中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

第八条第二項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項第三号中「個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第四項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第二十一条第一項第四号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同条第三項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十九号を第二十六号とし、第五号から第十八号までを七号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の七号を加える。

五 法第二十二条の十六第二項の規定による領置物件等に係る公告、公売及び供託に関する事項（重要な犯則事件（県税に係る犯則事件のうち重要なものとして規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）

六 法第二十二条の十七第二項の規定による領置物件等を還付することができない旨の公告に関する事項（重要な犯則事件に係るものに限る。）

七 法第二十二条の二十五の規定による県の区域外における県税に係る犯則事件の調査の他の地方団体の長に対する嘱託に関する事項

八 法第二十二条の二十七本文の規定による県税に係る犯則事件の調査の結果の報告の受理に関する事項（重要な犯則事件に係るものに限る。）

九 法第二十二条の二十八第一項の規定による県税に係る犯則の心証を得た場合の通告に関する事項、同条第二項の規定による検察官に対する告発に関する事項及び同条第三項の規定による当該通告の更正に関する事項（いずれも重要な犯則事件に係るものに限る。）

十 法第二十二条の二十九第一項の規定による通告の旨を履行しない場合の検察官に対する告発に関する事項（重要な犯則事件に係るものに限る。）

十一 法第二十二条の三十一の規定による県税に係る犯則の心証を得ない旨の通知及び物件の領置等の解除の命令に関する事項（重要な犯則事件に係るものに限る。）

第百三十四条に次の一項を加える。

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百三十一条の規定による申告書の提出を行う場合には、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出に係る納付すべき自動車取得税

額に相当する現金を納付しなければならない。

第百五十五条に次の一項を加える。

7 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税法施行規則第九条に規定する方法により徴収する。

第二条 青森県税条例の一部を次のように改正する。

第百五十七条第二号中「及び」を「、第百六十条第四項及び」に改める。

第百六十条に次の一項を加える。

4 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百五十七条の規定による申告書の提出を行う場合には、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出に係る納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第百六十条の十三第七項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第九条」を「第九条の十六」に改める。

この条例は、平成三十年五月十四日から施行する。ただし、第一条中第三条第一項の改正規定は平成三十年四月一日から、第二条の規定は平成三十年十月一日から施行する。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二條とし、第十九条の次に次の二条を加える。

（間接地方税に係る法定外目的税の指定）

第二十条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とする。

（夜間執行の制限を受けない法定外目的税の指定）

第二十一条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の九第四号の条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十五項」に改める。
第三十五条第六号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）による準県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中九の項を十の項とし、六の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

六 知事	青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）による準県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
------	--

別表第二中五の項を七の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 知事	法別表第二の三十一の項の第二欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
六 知事	青森県営住宅条例による準県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報 ハ 障害者関係情報

別表第三中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 教育委員 会	法別表第二の三十七の項の第二欄に掲げる事務	知事	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報
----------------	-----------------------	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例（平成十六年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第九号中「七万五千元」を「六万七千元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定及び同条第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定に関する事務

別表中第二十五号を第二十七号とし、第七号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

<p>七 法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者</p>	<p>二以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料</p>		<p>十四万七千円</p>
<p>八 法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者</p>	<p>二以上事業者産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料</p>		<p>十三万四千元</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。



青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例（平成二十二年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

一 法第三条第一項の規定による指定調査機関の指定に関する事務

二 法第二十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可及び同条第四項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新に関する事務

三 法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可に関する事務

四 法第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認に関する事務

五 法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新に関する事務

第二条第七号中「又は」を「若しくは」に、「の許可」を「の許可又は法第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二十七条の四第一項の承認」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「又は」を「若しくは」に、「の許可」を「の許可又は法第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二十七条の四第一項の承認」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項又は第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認を受けようとする者
汚染土壌処理業者地位承継承認申請手数料 十二万円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県条例第十九号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の前に次の一号を加える。

十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院

第七条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第七号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号チ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加え、同号リ中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県獣医師修学資金貸与条例（平成四年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十二万円」を「十八万円」に改める。

第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「三分の三」の下に「（修学資金の貸与の額が月額十二万円を超えるときは、三分の五。以下同じ。）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の青森県獣医師修学資金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「改正法」といふ。）第四条の規定による改正後の」を削り、「新法」を「法」に、「改正法附則第六条第一項」を「同条第一項」に改める。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「歳入歳出予算」に改める。

第五条中「新法」を「法」に改める。

第七条中「新法及び」を「法及び法に基づく命令並びに」に改め、同条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（基金事業交付金の交付に係る特別の事情）

第六条 基金事業交付金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十七条第一項に規定する基金事業交付金をいう。以下同じ。）に係る同項の条例で定める特別の事情は、災害その他の知事が認める特別の事情とする。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第七条 法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金は、基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、大規模な災害等により基金事業交付金の交付を受けた市町村のみから徴収することが適当でないとき、知事が定めるところにより、全ての市町村から徴収することができる。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、基金は、第五条に定めるもののほか、法附則第二十五条に規定する資金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十一条第九項、第七十二条第二項」を「第七十一条第十二項、第七十二条第三項」に改め、第六号を第七号とし、第五号を

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可及び同条第二項の規定による介護医療院の変更の許可に関する事務

別表第十三号を同表第十五号とし、同表第十二号中「第七十一条第九項」を「第七十一条第十二項」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十一号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者	介護医療院開設許可申請手数料		六万三千元
八 法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可を受けようとする者	介護医療院変更許可申請手数料		三万三千元

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 介護保険法第百十一条第一項に規定する介護医療院に係る条例で定める施設、同条第二項に規定する条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びに同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

第四条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第二項中「第四条第七項」を「第四条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第五十条第六号の三」を「第五十条第六号の二」に改める。

第三条の見出し中「指定障害児通所支援」を「指定通所支援」に改め、同条中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に、「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県営農高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県営農高等学校条例の一部を改正する条例

第一条 青森県営農高等学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(入寮等)

第七条 学生は、知事の許可を受けて寮に入ることができる。

2 知事は、前項の許可を受けた者(以下「入寮者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

一 他の入寮者に迷惑をかけたとき。

二 寮の施設、設備等を毀損し、又は汚損したとき。

三 退校をしたとき。

第二条 青森県営農大大学校条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「七十人」を「五十人」に改める。

第七条第二項中「前項の許可を受けた者(以下「入寮者」という。)」を「入寮者」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がなく寮使用料を納入しないとき。

第七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の許可を受けた者(以下「入寮者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寮使用料を納入しなければならない。

一 男子寮

月額 四千五百七十円

二 女子寮

月額 三千百六十円

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の寮使用料について準用する。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 平成三十一年度の第二学年の定員は、第二条の規定による改正後の青森県営農高等学校条例第二条第三項の規定にかかわらず、七十人とする。

青森県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備担い手対策基金条例（平成五年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「（基金の処分）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第四条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例(平成五年十月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「(基金の処分)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第四条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第七条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			所 在 地	第一級地	第二級地
第一種電柱	第二種電柱		四四〇円	三五〇円	三〇〇円
			六八〇円	五四〇円	四七〇円

		法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物											
第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの
一本につき一年		長さ一メートルに つき一年			一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	表示面積一平方メー トルにつき一年	表示面積一平方メー トルにつき一年	占用面積一平方メー トルにつき一年	
九二〇円	四〇〇円	六三〇円	八七〇円	四〇円	四円	二元	三九〇円	二四〇円	七九〇円	三三〇円	一、七〇〇円	七九〇円	一七円
七三〇円	三二〇円	五〇〇円	六九〇円	三二円	三円	二元	三二〇円	一九〇円	六三〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	一三円
六三〇円	二七〇円	四四〇円	六〇〇円	二七円	三円	二元	二七〇円	一六〇円	五四〇円	二三〇円	六七〇円	五四〇円	一一円

物件 政令第七条第 一号に掲げる	幕 (政令第七条第 九号に掲げる)		旗ざお	標識	看板(アーチであ るものを除く。)		その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設
	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その他のもの			一時的に設けるもの	その他のもの						
	その面積一平方メー	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メー トルにつき一月	表示面積一平方メー トルにつき一月	占用面積一平方メー トルにつき一月	占用面積一平方メー トルにつき一日				
	一七〇円	一七〇円	一七〇円	六三〇円	一、七〇〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	七九〇円	五二〇円	八七〇円	
	一〇円	九六円	一〇円	五〇〇円	九六〇円	九六円	九六円	一〇円	六三〇円	二九〇円	四八〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額
	七円	六七円	七円	四四〇円	六七〇円	六七円	六七円	七円	五四〇円	二〇〇円	三四〇円	

政令第七條第九号に掲げる施設	建築物	政令第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	政令第七條第十一号に掲げる応急仮設建築物	政令第七條第十二号に掲げる器具	政令第七條第十三号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年					
	その他のもの					建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
その他のもの	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年					
	上空に設けるもの					その他のもの	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額

別表の備考第六号中「一平方メートルに」を「〇・〇一平方メートルに」に、「について一平方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同備考第七号中「一メートルに」を「〇・〇一メートルに」に、「について一メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同備考第九号に次のただし書

を加える。

ただし、一件の占用料の額が一円に満たない場合の占用料の額は、零円とする。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第八条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち平成三十年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「三万七千円」を「三万三千九百円」に改め、同条第五号中「一万七千円」を「一万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「年額 十六円」を「年額 十七円」に、「二十三円」を「二十四円」に、「三十五円」を「三十六円」に、「四十六円」を「四十七円」に、「年額 七十円」を「年額 七十一円」に、「九十三円」を「九十五円」に、「年額 百六十円」を「年額 百七十円」に、「二百三十円」を「二百四十円」に、「四百六十円」を「四百七十円」に、「十二円」を「十一円」に、「年額 十七円」を「年額 十六円」に、「二十五円」を「二十四円」に、「三十四円」を「三十三円」に、「五十円」を「四十九円」に、「六十七円」を「六十五円」に、「百二十円」を「百十円」に、「百七十円」を「百六十円」に、「三百四十円」を「三百三十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている青森港、八戸港及びむつ小川原港の港湾施設用地の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に受けている前項に規定する港湾以外の港湾の港湾施設用地の使用の許可に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県都市公園法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県都市公園法施行条例の一部を改正する条例

青森県都市公園法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十平方メートル」の下に「（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この号において「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「五平方メートル」の下に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（都市公園の運動施設の敷地面積の基準）

第四条 政令第八条第一項に規定する県の設置に係る都市公園に設ける運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、百分の五十とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号アの表中「七百七十円」を「七百九十円」に、「三百二十円」を「三百三十円」に、「一平方メートルにつき一日 十九円」を「一平方メートルにつき一日 十七円」に、「百九十円」を「百七十円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「七十七円」を「八十一円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所、郵便差出箱、標識並びに地下に設けられる公共駐車場の占用の許可又は現に成立しているこれらの占用の協議に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に受けている競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため特定公園施設以外に設けられる仮設工作物並びに工事用施設及び工事用材料置場の占用の許可又は現に成立しているこれらの占用の協議に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加え、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十二号及び第十七号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第十九号中「この号において」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第二十三号及び第二十九号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第八号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同表第十一号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率制限適用除外許可申請手数料」を「建蔽率制限適用除外許可申請手数料」に改め、同表第十四号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第十六号中「再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（以下この号において「再開発等促進区等」という。）」を「再開発等促進区等」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第二十号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建築物建ぺい率特例認定申請手数料」を「建築物建蔽率特例認定申請手数料」に改め、同表第二十六号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表第八号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表第九号中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同表第十二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表第十四号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表第十五号中「五千円」を「五千七百元」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「充てんする」を「充填する」に、「一個につき 百八十円」を「一個につき 百六十円」に、「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に、「九十円」を「八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十一号中「一万九千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例

青森県量子科学センター条例（平成二十九年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号ハの表中「分析機器測定室」を「分析機器測定室2」に、

機器測定室	一時間につき	四千四百八十円
-------	--------	---------

を

機器測定室	一時間につき	四千四百八十円
中性子実験準備室3	一時間につき	二千八十円

に、「中性子実験準備室」を「中性子

実験準備室1」に、

現像室	一時間につき	三千四百六十円
-----	--------	---------

を

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

冷蔵庫	一区画一日につき	百十円
実験動物飼育装置（動物飼育室）	一ケージ一日につき	五百九十円
実験動物飼育装置（中性子実験準備室2）	一ケージ一日につき	三百二十円

に改める。

実験動物飼育装置	一ケージ一日につき	五百九十円
----------	-----------	-------

を

PIXIE分析装置	一時間につき	八千三百六十円
中性子ラジオグラフィ撮影装置	一時間につき	二万九千九百三十円
BNC T装置	一時間につき	三万五千五十円

に、

中性子ラジオグラフィ撮影装置	一時間につき	二万九千九百三十円
----------------	--------	-----------

を

現像室	一時間につき	三千四百六十円
分析機器測定室 I	一時間につき	三千百四十円

に改め、別表第三号の表中

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、六六八人」を「二、六三二人」に、「一九五人」を「一八九人」に、「一、一八七人」を「一、一七四人」に、「三、二〇〇人」を「三、一二六人」に、「四、九二二人」を「四、九二八人」に、「二二、一九六人」を「二二、〇七三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表第六号中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表の備考の第五号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六号及び第十一号中「二千円」を「千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例（平成十九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「千五百円」を「千六百元」に改め、同条第三号中「千円」を「千百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「千六百元」を「千八百元」に改め、同表第七号中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二号中「二千四百円」を「二千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「四千六百元」を「五千四百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を、「、準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第三条第一項第一号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第四条第二項及び第五条第一項中「第二種中高層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第十二条第三号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第二十八条中「第二種中高層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

別表第一中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

別表第二中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第三中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

別表第七中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「二千円」を「千八百円」に改め、同表第九号中「千六百元」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千四百円」に、「七千

五十円」を「六千六百元」に、

千八百五十円

を

千九百元

に、「二千二

百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に、「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」

に、

千五百円	千七百五十円
------	--------

を

千五百円	千七百円
------	------

に、「四千五百五十円」を「四千八百円」

に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表第十号中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第十一号中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表第十二号及び第十三号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第十四号中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表第十五号中「講習一時間について 七百円」を「千四百円（自動車安全運転センターが行う認知機能に関する研修等を受けた者に対する講習にあつては、八百円）」に改め、同表第十六号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第十七号中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に、「二万九千六百五十円」を「二万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万七千七百円」を「二万七千五百円」に改め、同表第十八号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第十九号中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同表第二十号中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に、「千五十円」を「千円」

に改め、同表第二十一号中

二千五百円	二千五百円
-------	-------

を

二千五百円	二千五百五十円
-------	---------

に改め、同表第二

十三号中「千円」を「千百円」に改め、同表第二十四号中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表第二十五号中「二千百元」を「千九百五

講習一時間について	四千百円
講習一時間について	三千四百円
講習一時間について	二千四百五十円
講習一時間について	四千百円

を

講習一時間について	四千四百五十円
講習一時間について	三千五百円
講習一時間について	二千八百円
講習一時間について	四千百五十円

に、「講習一時間について 千四

百円」を「講習一時間について 千五百円」に、「講習一時間について 千三百円」を「講習一時間について 千四百円」に、「講習一時間について

六百五十円」を「講習一時間について 七百五十円」に、「講習一時間について 二千四百円」を「講習一時間について 二千四百五十円」に、

「四千六百五十円」を「五千百元」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に、

二千四百円

を

二千三百五十円

に、「一万三千二百円」を「一万二千五百円」

に、「千九百元」を「二千円」に、「五千六百元」を「五千百元」に改め、「七十五歳以上の者」の下に「（道路交通法施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満である者に限る。）」を加え、「五千二百円」を「七千九百五十円」に、「千五百円」を「千八百円」に改め、

同表第二十七号中「千円」を「千百円」に改め、同表の備考の第二号の表イ中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表ハ及びニ中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表ホ中「二千円」を「二千三百五十

円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表へ中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同備考の第三号の表イ中「一万三千五百円」を「一万三千五十円」に、「一万四千七百五十円」を「一万四千五百五十円」に改め、同表口中「五千四百五十円」を「五千五百円」に、「四千二百五十円」を「四千三百円」に改め、同備考の第四号の表イ中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表口中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表ハ中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」及び「千円」を「千二百五十円」に改め、同表ニ及びホ中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表ヘ中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同備考の第五号の表イ中「七千八百五十円」を「七千八百円」に、「九千四百五十円」を「九千五百円」に改め、同表口中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「二千七百円」を「二千七百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二十号中「千九百円」とあるのは「千七百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千四百円」とあるのは「二千五百五十円」と、同表第二十五号中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三

項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成十四年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万三千元」を「一万二千元」に改め、同条第二号中「千九百元」を「千七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例（昭和四十六年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項本文」に改め、「者」の下に「又は同項ただし書に規定する通知を行わせようとする者」を加える。

第二条中「手数料」の下に「（法第四条第一項ただし書に規定する通知を行わせようとする者に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年五月十四日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(知事の選挙の一部無効による再選挙におけるビラの作成の公営の特例)

第十二条 知事の選挙の一部無効による再選挙における第九条及び前条の規定の適用については、第九条中「法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、前条中「法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

第二条 青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百十一条第八項」の下に、「第四百二十二条第十一項」を加え、「並びに第四百二十二条第十一項」を削り、「使用」の下に「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号のビラの作成」を加え、「並びに知事の選挙における法第四百二十二条第一項第三号のビラの作成」を削る。

第二条中「第八条までにおいて」を削る。

第九条から第十二条までを削る。

第八条中「第六条各号」を「第十条各号」に、「同条後段」を「第十条後段」に改め、同条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

(ビラの無料による作成)

第六条 候補者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に第一条のビラの作成枚数が、法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲

内で、第一条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十七万五千五百円を加えた金額を当該

ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において同条のビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第八条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、第六条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、同条各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（知事の選挙の一部無効による再選挙におけるビラの作成の公営の特例）

第九条 知事の選挙の一部無効による再選挙における第六条及び前条の規定の適用については、第六条中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十

九号) 第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、前条中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

附 則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

国民健康保険の県調整交付金に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例を廃止する条例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例(平成十七年十月青森県条例第六十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例を廃止する条例

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例（平成二十六年三月青森県条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭